

○千葉経済大学学友会規約

千葉経済大学 学友会

第1章 総則

第1条 本会は千葉経済大学学友会と称する。

第2条 本会は本学の教育方針に則り、学生の自主的活動を通じ、会員相互の向上を計ることを目的とする。

第3条 本会は千葉経済大学の全学生をもって組織し、本会の執行機関として学友会執行部を本学内に置く。

第4条 会員は本会の活動に参加する権利を有し、積極的に協力する権利と義務を有する。

第5条 会員は会費を納入する義務を有する。

第2章 組織

第1節 執行部

第6条 執行部は次の役員を置く。ただし、状況に応じて役員若干名の変更と兼職をすることができる。

会長 1名 副会長 2名

総務 4名 会計 2名

会計監査 2名

第7条 会長は学友会を統轄し、副会長は会長を補佐し、会長が欠席の場合は会長を代行する。

第8条 総務は次のことを行う。

- (1) 本会の活動の企画・立案
- (2) 必要書類の作成・配布・保管
- (3) 決定事項・伝達事項の公示
- (4) 諸議会の記録
- (5) その他必要事項

第9条 会計は次のことを行う。

- (1) 会計事務の処理
- (2) 会計書類の作成
- (3) 決算の報告
- (4) その他必要事項第9条 書記は次のことを行う。

第10条 会計監査は年度末に会計を監査する。

第2節 執行部会

第11条 執行部は月1回、定例の執行部会を開き、以下の事項について審議する。

- (1) 各種行事の実施に関する事項
- (2) 課外活動団体の活動状況に関する事項
- (3) 課外活動団体の統制・秩序に関する事項
- (4) 課外活動団体の会計に関する事項
- (5) その他学友会に関する事項

第12条 執行部会は本会執行部役員及び各課外活動団体の責任者をもって特別執行部会を開催

する。

第13条 執行部会は第12条で審議した事項を特別執行部会で決議する。

第3章 学生総会

第1節 学生総会

第14条 学生総会は本会の最高議決機関である。

第15条 定期総会は、年1回執行部が招集し、本会員の5分の1以上の出席をもって成立する。
(委任状も含める)

第2節 臨時学生総会

第16条 次の場合は臨時学生総会を開催しなければならない。

- (1) 執行部が必要と認めた場合
- (2) 全会員の5分の1以上の学生が連署をもって要求した場合

第17条

- (1) 前条(2)の場合、会長は10日以内に臨時学生総会を招集しなければならない。
- (2) 長期休業中に前条(2)が成立した場合、その休業の終了から10日以内に臨時学生総会を招集しなければならない。

第18条 前条を会長が満たせない場合、学友会執行部会長を解任する。

第19条 学生総会の議長は、本会会員から募集し、応募がなかった場合は、執行部員内から選出する。

第20条 学生総会の議決は出席者の過半数による。(可否同数の場合は、議長の決定に従う。)

第21条 執行部は本会の運営に関して、以下の事項を執行部会で審議し、学生総会で決議する。

- (1) 規約の改正
- (2) 役員の変更
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 各種行事の計画に関する事項
- (5) その他学友会に関する事項

第4章 財務

第22条

- (1) 本会の経費は会員の納入する会費、その他の収入を持ってこれに充てる。
- (2) 本会の会費は年額1万円とする。

第23条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第24条 会計監査は執行部より2名、学生部教員1名もしくは学務課職員より1名がこれにあたる。

第25条 年度の会費残額は、翌年度の会計予算に繰り越す。

第5章 課外活動団体

第1節 団体について

第26条

- (1) 団体の結成、継続、昇格、降格、休止、解散については大学が承認する。
- (2) 団体の運営については、当該団体構成員（以下「部員」という。）があたり、これを学友会執行部が統轄する。

第27条

- (1) 団体とは「部」及び「同好会」とし、部員は本学学生と千葉経済大学短期大学部学生を持って構成する。
- (2) 執行部は必要に応じ「委員会」を設置することが出来る。

第2節 部総則について

第28条 部は以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 部規約を持ち、部として相応しい活動を行っていること。
- (2) 2学年にまたがり、10名以上の部員がいること。

第3節 体育会系の部について

第29条 体育会系の部は、前条の他に以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 体育会系の部は、前条の要件の他に試合に出場し得る人数がいること。
- (2) 体育会系の部は、学生連盟等の公式な団体に加盟していること。ただし、新規に部へ昇格した団体は、当該年度についてはこの限りでない。
- (3) 活動内容に関連した大会やコンテスト等へ出場していること。もしくは、活動内容に関連したイベントを企画・運営等していること。
- (4) 部として、大学祭に積極的に参加すること。

第4節 文化系の部について

第30条 文化系の部は、第28条の他に以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 活動内容に関連した内容で大学祭に出展・参加していること。
- (2) 活動内容に関連した内容で大会・コンテスト等へ出場・出展・参加していること。もしくは、活動内容に関連したイベントを企画・運営等していること。

第31条 同好会は以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 同好会として相応しい活動を行っていること。
- (2) 2学年にまたがり、5名以上の部員がいること。ただし、新規結成団体は当該年度についてはこの限りでない。

第5節 団体の権利と義務

第32条 団体は、学内での活動や施設使用の権利を持つとともに、以下の義務を負う。

- (1) 本規則、学則、学友会規約等の規則に沿って活動すること。
- (2) 特別執行部会、大学、学友会執行部、委員会が行う説明会等へ代表者を派遣すること。
- (3) 特別執行部会、大学、学友会執行部、委員会が主催する行事等に積極的に協力・参加すること。
- (4) 学友会の最高議決機関である学生総会に出席すること。

第33条

(1) 団体には、以下の役員を置かなければならない。

顧問 本学専任教員であり、当該団体の活動内容を把握し、指導・監督を行う。

部長 本学学生であり、当該団体を代表し、その活動を掌握する。

副部長 部長を補佐する。

会計 当該団体の活動の会計業務を掌る。

(2) 団体には、以下の者をおくことができる。

監督 顧問とともに当該団体の活動の指導を行う。

コーチ 当該団体の活動の指導を行う。

第6節 団体の会計

第34条

(1) 団体の会計費は、原則として部員から徴収した部費を持ってこれに充てる。

(2) 活動が顕著な部には、学友会費から課外活動団体援助金を給付する。

(3) 援助金・奨励金等の給付を受けた場合は、これを活動費に含めるものとする。

第35条

(1) 会計は、活動費について収入・支出を把握し、会計簿を作成しなければならない。

(2) 会計は、当該団体専用の口座を設け活動費を管理する。

(3) 会計簿は、大学又は学友会執行部から閲覧の要求があった場合、速やかに提出しなければならない。

第36条 本規約のほか、学則、学生ハンドブック記載事項に反する行為のあった団体に対して以下の処分を行う。

(1) 課外活動団体の援助金の減額・停止

(2) 活動の制限・停止

(3) 降格・解散

(4) その他

本会則は昭和63年6月23日より施行する。

昭和63年10月6日改正

平成 元年6月27日改正

平成 4年5月7日改正

平成14年4月26日改正

平成19年4月27日改正

令和 元年5月30日改正